特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県智頭町長

公表日

平成34年3月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進関係事務				
②事務の概要	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 対象となる健診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・肝炎ウィルス検診 ・骨粗鬆症検診 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ・毎年、各検診の受診年齢到達者及び検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、受診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未実施受診者に対し、受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				
2. 特定個人情報ファイル	名				
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 102の2				
5. 評価実施機関における					
①部署	福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				

請求先福祉課8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			平成34年2月28日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成34年2月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成34年3月8日	扱つ事務	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。対象となる健診(一次及び精密)の種類・胃がん検診・・胃がん検診・・計がの検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診・・予宮頸がん検診等の実施に関する事務具体的な事務内容については以下のとおり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	
平成34年3月8日	評価実施機関における担当部 署	福祉課 課長 小谷いず美	福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明